

[第1問] (配点: 3) 論理問題

外国人の人権に関する次のアからウまでの各記述について、bの見解がaの見解の根拠となっている場合には1を、そうでない場合には2を選びなさい。(解答欄は、アからウの順に [No.1] から [No.3])

50頁 [判例1] マークあり Aランク

- 1 | ア. a. 国は、在留期間中の憲法の基本的人権の保障を受ける行為を在留期間の更新の際に消極的な事情としてしんしゃくすることができる。
- b. 外国人に対する憲法の基本的人権の保障は、外国人在留制度の枠内で与えられているにすぎない。[No.1]

57頁 [判例6] アンダーラインあり Bランク

- 1 | イ. a. 憲法第93条第2項の「住民」と、憲法第15条第1項の「国民」とは統一的に理解されるべきであり、憲法第93条第2項の「住民」は、日本「国民」であることがその前提となっている。
- b. 地方公共団体の政治・行政は、国の政治・行政と互いに関連しており、地方公共団体が国の事務を処理することもある。[No.2]

53頁 [判例3] アンダーラインあり Cランク

- 2 ← | ウ. a. 憲法第22条第2項は、「何人も」との文言を用いているため、国籍離脱の自由は、我が国に在留する外国人にもその保障が及ぶ。
- b. 憲法による基本的人権の保障は、権利の性質上日本国民のみをその対象としていると解されるものを除き、我が国に在留する外国人に対しても等しく及ぶ。[No.3]
- 権利の性質に着目 } 対応ナシ

[第2問] (配点: 2) 論文知識重視の問題

113頁 [判例19] Bランク

インターネット検索事業者に対し、自らの逮捕歴に関し検索結果として表示される情報の削除を求めることの可否について判断した最高裁判所の決定（最高裁判所平成29年1月31日第三小法廷決定、民集71巻1号63頁）に関する次のアからウまでの各記述について、正しいものには○、誤っているものには×を付した場合の組合せを、後記1から8までの中から選びなさい。（解答欄は、[No.4]）

本判決が「プライバシー」と明言していたのかについて少し迷ったが、最高裁は私人間の事案では「プライバシー」に明言しているから、本判決も明言しているだろうと思った。

- ア. この決定は、個人のプライバシーに属する事実をみだりに公表されない利益が法的保護の対象となるとした上、過去に犯した罪の逮捕歴に係る事実は個人のプライバシーに属する事実

また、仮に仮で「プライバシー」への明言の有無について言及しており、本判決が明言していなかったのであれば、仮で「プライバシー」という表現が出てきた時点で仮の×が確定することになるが、それはおかしい。

- × イ. この決定は、検索事業者の行う情報の収集、整理及び提供がプログラムにより自動的に行われることから、検索事業者が検索結果を表示することは、インターネット上の情報を媒介しているにすぎず、検索事業者自身による表現行為とはいえないとした。

- ウ. この決定は、プライバシーに属する事実を公表されない法的利益と、URL等の情報を検索結果として提供する理由に関する諸事情を比較衡量し、前者の法的利益が優越することが明らかな場合には、その情報の削除を求めることができるという判断の枠組を示した。

- | | | |
|-------------|-------------|-------------|
| 1. ア○ イ○ ウ○ | 2. ア○ イ○ ウ× | 3. ア○ イ× ウ○ |
| 4. ア○ イ× ウ× | 5. ア× イ○ ウ○ | 6. ア× イ○ ウ× |
| 7. ア× イ× ウ○ | 8. ア× イ× ウ× | |

[第3問] (配点: 3)

論理問題

選挙人の投票価値の平等に関する次のアからウまでの各記述について、bの見解がaの見解の根拠となっている場合には1を、そうでない場合には2を選びなさい。(解答欄は、アからウの順に [No.5] から [No.7])

376頁 [判例1] アンダーラインあり Bランク

- 2 ア. a. 衆議院議員選挙においては、各選挙区間の議員1人当たりの有権者数の比率の較差が1対1を超えることは、憲法上正当化されない。
- b. 投票価値の平等は、国民の意思を公正かつ効果的に代表するために国会が正当に考慮することのできる他の政策的な目的との関連において、調和的に実現されるべきである。
[No.5]
- ↳ 相対化が許される

380頁 [判例3] アンダーラインあり Bランク

- 2 イ. a. 参議院議員選挙においては、二院制の下、地域代表の性質を有するという参議院の特殊性により、投票価値の平等の要請が後退するのやむを得ない。
- b. 参議院は、国権の最高機関として適切に民意を国政に反映する義務を負っており、衆参両院の選挙制度は同質的とされるべきである。[No.6]

↳ 参議院を特別扱いできたから、参議院の特殊性を根拠として平等要請を衆議院よりも後退させることはできない

390頁 [判例8] アンダーラインあり Bランク

- 1 ウ. a. 地方議会議員選挙においては、当該地方公共団体の住民が、選挙権行使の資格だけでなく、投票価値においても平等に取り扱われるべきである。
- ↑ 対志する
- b. 憲法第14条第1項に定める法の下での平等は、選挙権に関しては、国民は全て政治的価値において平等であるべきとする徹底した平等化を志向するものである。[No.7]

[第4問] (配点: 2) 論文知識重視の問題

思想・良心の自由に関する次のアからウまでの各記述について、最高裁判所の判例の趣旨に照らして、正しいものには○、誤っているものには×を付した場合の組合せを、後記1から8までの中から選びなさい。(解答欄は、[No.8])

87頁 [判例1] アンダーラインあり Bランク

- X ア. 企業内においても労働者の思想、信条等の精神的自由は十分尊重されるべきであることに鑑みると、企業がその労働者に対して特定政党への所属の有無を確認するだけでなく、当該政党に所属しない旨の書面を要求する行為は、それが企業秘密の漏えいという企業秩序違反行為に関する調査の一環として行われたとしても、労働者の思想・信条の自由に対する直接的制約であるから、その経緯や調査方法の相当性にかかわらず、違法性が認められる。

160頁 [判例4] マークあり Aランク

- O イ. 公立学校の卒業式等の式典においてその教員に国旗掲揚の下での国歌斉唱の際に起立斉唱を求めることは、慣例上の儀礼的な所作を求めるものではあるが、自らの歴史観ないし世界観との関係で国歌や国旗に対する敬意の表明には応じ難いとする者がこれらに対する敬意の表明の要素を含む行為を求められることは、その者の歴史観ないし世界観に由来する行動とは異なる外部的行動を求められることになり、その限りにおいて思想及び良心の自由についての間接的な制約となる面がある。

40頁 [判例2] マークあり Bランク

- O ウ. 政治団体への寄付が強制加入団体である税理士会の目的の範囲内かどうかを判断するに当たっては、会員の思想・信条の自由との関係で、その会員には様々の思想・信条及び主義・主張を有する者が存在することが当然に予定されていること、政治団体に寄付するかどうかは選挙における投票の自由と表裏をなすものとして会員各人が個人的な政治的思想、見解、判断等に基づいて自主的に決定すべき事柄であることなどを考慮することが必要である。

- | | | |
|-------------|-------------|-------------|
| 1. ア○ イ○ ウ○ | 2. ア○ イ○ ウ× | 3. ア○ イ× ウ○ |
| 4. ア○ イ× ウ× | 5. ア× イ○ ウ○ | 6. ア× イ○ ウ× |
| 7. ア× イ× ウ○ | 8. ア× イ× ウ× | |

[第5問] (配点: 2) **短答知識重視の問題**

政教分離原則に関する次のアからウまでの各記述について、最高裁判所の判例の趣旨に照らし、正しいものには○、誤っているものには×を付した場合の組合せを、後記1から8までのなかから選びなさい。(解答欄は、[No.9])

182頁 [判例1] アンダーラインあり Bランク

- ア. 政教分離原則に基づく憲法の諸規定は、我が国における宗教事情の下で信教の自由を確実に実現するためには、単に信教の自由を無条件に保障するのみでは足りず、国家といかなる宗教との結び付きをも排除する必要性が大きかったことから設けられたものであり、国家と宗教との完全な分離を理想とし、国家の非宗教性ないし宗教的中立性を確保しようとしたものである。

188頁 [判例3] Bランク

- イ. 憲法第20条第3項の禁止する「宗教的活動」とは、国及びその機関と宗教とのかかわり合いが相当とされる限度を超え、当該行為の目的が宗教的意義を持ち、その効果が宗教に対する援助、助長、促進又は圧迫、干渉等になるような行為をいうのであり、靖国神社の祭礼に際し、知事が玉串料として公金を支出して奉納した行為は、たとえそれが戦没者の慰霊及びその遺族の慰謝を直接の目的としてされたものであったとしても、これに該当する。

こゝで少し迷ったが、上記2目的とは異なる目的で知事が奉納するのは不自然だと思ひ、上記目的で奉納した事案のはずであると考へ、○と判断

191頁 [判例4] アンダーラインあり Cランク

- × ウ. 天皇の即位に伴って行われる皇室の儀式である大嘗祭に際し、知事が公費で出張した上、これに参列し拝礼した行為は、地方公共団体の長という公職にある者の社会的儀礼として、日本国及び日本国民統合の象徴である天皇の即位に祝意を表する目的で行われたものにすぎず、宗教とかかわり合いのある行為とはいえないから、憲法第20条第3項の禁止する「宗教的活動」には該当しない。

本判決は目的効果基準に従って判断を下したことを知っていた。目的効果基準は「かかわり合い」があることを前提として「かかわり合い」の相当性を判断するものだから、本判決は「かかわり合い」を否定していない。という理解になる。

- | | | |
|-------------|--------------------|-------------|
| 1. ア○ イ○ ウ○ | 2. ア○ イ○ ウ× | 3. ア○ イ× ウ○ |
| 4. ア○ イ× ウ× | 5. ア× イ○ ウ○ | 6. ア× イ○ ウ× |
| 7. ア× イ× ウ○ | 8. ア× イ× ウ× | |

[第6問] (配点: 3)

論理問題

知る権利に関する次のアからウまでの各記述について、bの見解がaの見解の根拠となっている場合には1を、そうでない場合には2を選びなさい。(解答欄は、アからウの順に [No.10] から [No.12])

245頁 [新例1] B

2

ア. a. マス・メディアの報道に対して反論記事の掲載等を求める権利は、憲法第21条第1項が保障する表現の自由に含まれる知る権利の一局面であり、同項を直接の根拠として認められる。

b. インターネットの普及によって双方向的な情報流通が可能となり、誰もが自ら情報の発信者となることが容易になった。[No.10]

→ インターネットを使って自分で反論すればいいから、アクセス権を肯定する必要なし

2

イ. a. 日本放送協会の放送を受信することのできる受信設備を設置した者に受信契約の締結を強制する放送法の規定は、憲法第21条第1項の保障する情報摂取の自由を制限するものであり、その合憲性は厳格に審査される必要がある。

b. 国民の知る権利を実現するためにいかなる放送制度を採用するかは立法裁量の問題である。[No.11]

立法裁量の問題とされる
場面では違憲審査の厳格度
が下がる

2

ウ. a. 児童買春その他の犯罪から児童を保護すること等の目的のため、電子掲示板の運営者に届出義務を課した上、一定の書き込みに関する削除義務を課すことは、憲法第21条第1項に違反する。

b. インターネット上において表現の場を提供する行為は知る権利に資するものとして、憲法第21条第1項の保障を受ける。[No.12]

保障を受けるからとも、違憲の余地がある

1
アクセス

論文・論理問題

[第7問] (配点: 3) ~~知識問題~~ (ア、イは論文知識で解ける)

憲法第23条に関する次のアからウまでの各記述について、それぞれ正しい場合には1を、誤っている場合には2を選びなさい。(解答欄は、アからウの順に [No. 1 3] から [No. 1 5])

203頁・3(1) Aランク

- 2 ア. 憲法第23条は、学問研究に関する外部からの干渉を許さない趣旨であるから、先端技術分野においても、研究活動の内容や方法等に対する制限は学会の自主規制等に委ねるべきであり、法律によって制約することは許されない。[No. 1 3]

学問研究が他者の権利益と衝突し得る外部的行為を伴う
ので本条は絶対的保障を受けることはできない

Aランク
204頁・3(3) アンダーラインあり. 411頁 [判例10] マークあり

- 1 イ. 判例によれば、普通教育においては、児童生徒には大学の学生のような批判能力がなく、学校や教師を選択する余地も乏しいことなどから、憲法第23条によっても、普通教育における教師に完全な教授の自由は認められない。[No. 1 4]

205頁・6(2)ア Aランク

- 2 ウ. 大学の自治は、大学における研究教育の自由を制度的に保障するために憲法第23条によって保障されていると解されるから、教授の任免や施設の管理等、研究教育の内容に直接関係しない事項については、大学の自治権は及ばない。[No. 1 5]

↓
大学の自治は大学人事にも及ぶ

論文知識重視の問題

[第8問] (配点: 2) ~~知識問題~~ (少なくとも、ア・ウは論文知識で解ける)

財産権に関する次のアからウまでの各記述について、最高裁判所の判例の趣旨に照らして、正しいものには○、誤っているものには×を付した場合の組合せを、後記1から8までの中から選びなさい。(解答欄は、[No.16])

328頁・1(1) マークあり Aランク

- X ア. 憲法第29条は、私有財産制度を制度として保障するものであり、国民の個々の財産権につき基本的人権として保障するものではない。

331頁「判例2」 アンダーラインあり Bランク

- O イ. 法律で一旦定められた財産権の内容を事後の法律で変更しても、それが公共の福祉に適合するようにされたものである限り、違憲とはいえない。

340頁・2(2) アンダーラインあり

- O ウ. 憲法第29条第3項の「公共のために用ひる」には、道路、ダム等の公共事業のために財産を収用する場合だけでなく、特定の個人が受益者となる場合も含まれることがある。

- | | | |
|-------------|-------------|-------------|
| 1. ア○ イ○ ウ○ | 2. ア○ イ○ ウ× | 3. ア○ イ× ウ○ |
| 4. ア○ イ× ウ× | ⑤. ア× イ○ ウ○ | 6. ア× イ○ ウ× |
| 7. ア× イ× ウ○ | 8. ア× イ× ウ× | |

論文知識重視の問題

[第9問] (配点: 2) ~~知識問題~~ (全て論文知識で解ける)

生存権とこれを具体化した法制度に関する次のアからウまでの各記述について、最高裁判所の判例の趣旨に照らして、正しいものには○、誤っているものには×を付した場合の組合せを、後記1から8までの中から選びなさい。(解答欄は、[No. 16])

17

397頁 [判例3] アンダーラインあり Aランク

- ア. 憲法第25条の規定の趣旨に応じて具体的にどのような立法措置を講ずるかの選択決定は、立法府の広い裁量に委ねられているが、何ら合理的理由のない不当な差別的取扱いや、個人の尊厳を毀損するような内容の定めがあれば、憲法第14条及び第13条違反の問題を生じることがある。

399頁 [判例4] マークあり Aランク

- イ. 「健康で文化的な最低限度の生活」は、抽象的かつ相対的な概念であって、その具体的内容は、その時々における経済的・社会的条件、一般的な国民生活の状況等との相関関係において判断決定されるべきものであるが、~~×~~ 高齢加算を廃止する保護基準の改定については、不利益変更であることに鑑み、厚生労働大臣に専門技術的かつ政策的見地からの広範な裁量権は認められない。

404頁 [判例7] マークあり Bランク

- × ウ. 障害基礎年金の受給に関し保険料の拠出に関する要件を緩和するかどうかは国の財政事情等にも密接に関連する事項であるが、保険料負担能力のない20歳以上60歳未満の者のうち20歳以上の学生とそれ以外の者との間に障害基礎年金の受給に関し差異が生じた場合、その合憲性については、憲法第25条及び第14条の趣旨に照らし、~~×~~ 慎重に検討する必要がある。

判例は広範な立法裁量を肯定している

- | | | |
|--------------------|--------------------|-------------|
| 1. ア○ イ○ ウ○ | 2. <u>ア○</u> イ○ ウ× | 3. ア○ イ× ウ○ |
| 4. <u>ア○</u> イ× ウ× | 5. ア× イ○ ウ○ | 6. ア× イ○ ウ× |
| 7. ア× イ× ウ○ | 8. ア× イ× ウ× | |

→ 論理問題に位置付ける

[第10問] (配点: 3) 一応知識問題ではあるが、いすも腹も理地地ど解ける

裁判を受ける権利に関する次のアからウまでの各記述について、最高裁判所の判例の趣旨に照らして、それぞれ正しい場合には1を、誤っている場合には2を選びなさい。(解答欄は、アからウの順に [No.18] から [No.20])

462頁 [判例19] アンダーラインあり Cラン7

1 ア. 大日本帝国憲法で「法律ニ定メタル裁判官ノ裁判」を受ける権利が保障されていたのに対し、日本国憲法第32条が保障するのは「裁判所において裁判を受ける権利」であることを踏まえれば、憲法上国民の司法参加がおよそ禁じられていると解すべき理由はない。 [No.18]

↳ 判例が裁判員制度について合憲と判断したことは知っていた。仮に国民の司法参加が禁止されていたら、国民の司法参加を内答とする裁判員制度について違憲と判断されることになる。

2 イ. 性質上純然たる訴訟事件の裁判が、憲法第82条が定める例外に当たらないにもかかわらず、公開の法廷における対審及び判決によらず非公開でなされた場合には、裁判の公開を定めた憲法第82条に違反するが、裁判を受ける権利を保障する憲法第32条に違反することはない。 [No.19]

←
憲法32条でいう「裁判」が公開原則の及ばないものならば、憲法32条が「裁判」を受ける権利を保障している意味が乏しくなるから、憲法32条は公開原則の及ぶ「裁判」を受ける権利を保障したものであった

1 ウ. 憲法第32条は、訴訟の当事者が訴訟の目的である権利関係について裁判所の判断を求める法律上の利益を有することを前提として、そのような訴訟について本案の裁判を受ける権利を保障したものであって、その利益の有無にかかわらず常に本案につき裁判を受ける権利を保障したものではない。 [No.20]

仮に腹内がXだとすると、訴訟要件を本案判決要件とする現行民事訴訟制度が違憲になってしまう。

[第11問] (配点: 2) 論理問題(類出)

読解力だけで解ける ← 主権概念について
の証明あり

主権に関する次のアからエまでの各記述について、国政に関する最高の決定権という意味で主権の概念を用いたものの組合せを、後記1から6までの中から選びなさい。(解答欄は、[No.21])

主権の概念については30頁で根拠として
記憶するように指示あり(アンダーラインもあり)

- ✕ ア. 「日本国ノ主権ハ本州、北海道、九州及四国並ニ吾等ノ決定スル諸小島ニ局限セラルベシ」
(ポツダム宣言第8項) というときの「主権」
- イ. 「日本国民は、(中略)ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。」(憲法前文第1項) というときの「主権」
- ✕ ウ. 「政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。」(憲法前文第3項) というときの「主権」
- エ. 「天皇は、日本国の象徴であり日本国民統合の象徴であつて、この地位は、主権の存する日本国民の総意に基く。」(憲法第1条) というときの「主権」

1. アとイ 2. アとウ 3. アとエ 4. イとウ ⑤. イとエ 6. ウとエ

[第12問] (配点: 3) 論理問題(頻出)

天皇が国会の開会式に出席して述べる「おことば」の憲法上の位置付けに関する次のアからウまでの各記述について、bの見解がaの見解の根拠となっている場合には1を、そうでない場合には2を選びなさい。(解答欄は、アからウの順に [No.22] から [No.24])

31~32頁・3 Bランク

- 2 ア. a. 天皇は象徴であり、「おことば」を述べることは象徴としての行為である。
- b. 象徴という言葉は社会心理的な意味を有するものであり、天皇を象徴と定めた憲法の規定から法的効果を導くことはできない。 [No.22]
- 「おことば」を述べることを象徴としての行為として許容するという法的効果を導くことができないという意味で、根拠にならないと思った。
- 2 イ. a. 天皇は公人であり、「おことば」を述べることは公人としての行為である。
- b. 天皇の行為は限定するべきであり、天皇の行為には、憲法が定める国事行為と私的行為の二つしかないと考えるべきである。 [No.23]
- いずれにも該当しない「公人としての行為」の存在を否定することは、なるから、根拠にならない
- 1 ウ. a. 天皇は憲法が列挙する国事行為を行い、「おことば」を述べることは「儀式を行ふと」(憲法第7条第10号)に含まれる。
- b. 天皇が自ら儀式を主宰する場合だけでなく、式に参列して儀式的・儀礼的行為を行うことも「儀式を行ふこと」と解釈することができる。 [No.24]
- ここは「おことば」を述べることも含まれるから、根拠になる

論文・読解・問題

[第13問] (配点: 2) 知識問題 (全論文知識で解ける)

選挙権及び選挙制度に関する次のアからウまでの各記述について、正しいものには○、誤っているものには×を付した場合の組合せを、後記1から8までの中から選びなさい。(解答欄は、[No.25])

356頁 Aランク

- ア. 選挙権の法的性格について、国政への参加を国民に保障する権利という面のみを有すると考える見解に立っても、かかる権利であると同時に選挙人としての地位に基づいて公務員の選挙に関与する公務という側面も併せ有すると考える見解に立っても、選挙犯罪による被処罰者の選挙権及び被選挙権の停止を定める公職選挙法の規定が、憲法第14条及び第44条ただし書に違反する差別的待遇ではないと解することは可能である。

→ ①の見解も選挙権に絶対的保障を認めるものではないから、「表現自由」などと同様、一定の制約が許容される

359頁 [判例3] Aランク アンダーライン

- × イ. 判例は、平成10年の改正前の公職選挙法が在外日本国民の選挙権を全く認めていなかったことは憲法第15条第1項、第3項、第43条第1項等に違反すると解し、さらに、同改正後の公職選挙法附則の規定が、当分の間、在外選挙制度の対象を比例代表選出議員の選挙に限定したことについても、同改正当時、比例代表選出議員の選挙についてだけ在外国民の投票を認めることとしたのには全く理由がなく、上記憲法各条項に違反すると解している。

360頁にアンダーラインあり → 「通信手段が地球規模で目覚ましい発達を遂げている」として、他の手段の存在を根拠にして「やむを得ない理由」を否定しているから、手段適合性を否定しているわけではない

- × ウ. 判例は、政見放送が民主政治の根幹をなす政治上の表現の自由に基づくものであり、選挙運動の一つの重要な手段である一方、公職選挙法の規定によって禁じられた政見放送としての品位を損なう言動をした場合の責任は、事後的に候補者自身に負わせれば足りることを根拠として、放送事業者が政見放送において用いられた差別的用語を削除した行為を憲法第21条第1項に違反すると解している。

政見放送の削除に関する最高裁判例があることは知っていたが、論点や結論に至る理由は知らなかった。そもそも、違憲判断を下しているから重要判例として注意しているはずだし、私人間争いの問題について間接適用論に立っている

- | | | |
|-------------|-------------|-------------|
| 1. ア○ イ○ ウ○ | 2. ア○ イ○ ウ× | 3. ア○ イ× ウ○ |
| ④ ア○ イ× ウ× | 5. ア× イ○ ウ○ | 6. ア× イ○ ウ× |
| 7. ア× イ× ウ○ | 8. ア× イ× ウ× | |
- 最高裁が「放送事業者」という私人の行為について憲法21条1項に違反すると述べているはずがないとも思った。

[第14問] (配点: 3) 論理問題 (最低限の知識があれば読解力と思考力で解ける)

憲法第41条に関する次のアからウまでの各記述について、それぞれ正しい場合には1を、誤っている場合には2を選びなさい。(解答欄は、アからウの順に [No.26] から [No.28])

426頁.3(2) Cランク

- 1 ア. 憲法第41条の「国権の最高機関」につき、国政全般を統括する機関であるとの見解に立たないとしても、どの国家機関に帰属するのか不明確な権能については国会に属するものと推定することは可能である。[No.26]

推定されると解釈する余地は無いと思つた

426頁.4(1) 2-7.ア-7.ライ-ホリ Bランク

① 実質的意味の立法は「一般的・抽象的な法規範」を意味するものであり、下幹部のように特定の概念ではない。

- 2 イ. 憲法第41条の「立法」につき、実質的意味の立法を意味しているとの見解に立つと、国民の権利を直接に制限し、義務を課す法規範についてのみ法律で定めれば足り、行政各部の組織の根本部分について法律で定めてはならないこととなる。[No.27]

② 国家行政組織法の存在について、「立法」=実質的意味の立法と理解する
通説的立場から説明が>がなくなる

427頁[論点1] ア-7.ライ-ホリ Bランク

- 1 ウ. 憲法第41条の「唯一の立法機関」につき、内閣の法律案提出権を肯定する見解に立つと、法律案の提出は立法に不可欠の要素であるが、立法そのものではなく、その準備行為であつて、国会が独占しなければならないものではないと解することとなる。[No.28]

×用支はつた
意見もある

肯定説は、法律案の提出について、立法過程の不可欠の要素であるものの、立法の準備行為にとどまるとして、「立法」作用の一部ではないとする。

[第15問] (配点: 3) 短答知識問題

内閣総理大臣による国務大臣の任命及び罷免に関する次のアからウまでの各記述について、それぞれ正しい場合には1を、誤っている場合には2を選びなさい。(解答欄は、アからウの順に [No. 29] から [No. 31])

445頁・3(2) ブラック

1

ア. 内閣総理大臣は国会議員以外の者を国務大臣に任命することができるが、国務大臣の過半数は国会議員の中から選ばなければならない。[No. 29]

憲法68条1項但書

31頁・3(2) ブラック

2

イ. 内閣総理大臣による国務大臣の任命には天皇の認証が必要であるが、内閣はこの認証に対する助言と承認を拒むことができない。[No. 30]

ニで迷ったが、仮に「拒むことができない」となると、国務大臣の任命について天皇が実質的決定権を有する側面が出てくるため、「天皇は、この憲法の定める国政に関する行為のみを行い、国政に関する権能を有しない」と定める憲法4条と整合しないと思った。

2

ウ. 内閣総理大臣は任意に国務大臣を罷免することができるが、その効力発生には天皇の認証が必要である。[No. 31]

憲法4条と整合しないと思った

論文知識動向の問題

[第16問] (配点: 3) ~~知識問題~~ (アイは論文知識で解ける)

違憲判断の方法に関する次のアからウまでの各記述について、それぞれ正しい場合には1を、誤っている場合には2を選びなさい。(解答欄は、アからウの順に [No.32] から [No.34])

64頁 [判例2] 要点② Aラン

- 2 ア. 最高裁判所は、公務員による政党機関誌の配布が国家公務員法違反に問われた堀越事件(最高裁判所平成24年12月7日第二小法廷判決, 刑集66巻12号1337頁)において、被告人の配布行為には公務員の職務の遂行の政治的中立性を損なうおそれが実質的に認められず、当該配布行為に罰則規定が適用される限りにおいて憲法第21条第1項及び第31条に違反すると判示した。 [No.32]

→ Aラン
192頁 [判例5]
195頁 [判例6] → Bラン
本判決は憲法適合的解釈により禁止対象となる「政治的行為」の範囲を明瞭にした上で、当該行為が「政治的行為」に該当するかどうかを判断しているから、刑事処分、憲法適合性ではなく、刑事処分の法律適合性を問題にしていくにすぎない。

- 1 イ. 最高裁判所は、市有地を無償で神社施設の敷地利用に供していた行為が政教分離原則に違反するかが問われた空知太神社訴訟(最高裁判所平成22年1月20日大法廷判決, 民集64巻1号1頁)において、同じ市による別の神社敷地の譲与行為に対する合憲判断と異なり、当該事案における敷地利用提供行為については憲法第89条及び第20条第1項後段に違反すると判示した。 [No.33]

○ G ○
特種行為的な側面があるから、
憲法20条3項ではなく憲法20条
1項後段

354頁 [判例1] Cラン

- 2 ウ. 最高裁判所は、郵便法の損害賠償責任免除・制限規定が憲法第17条に違反するかが問われた訴訟(最高裁判所平成14年9月11日大法廷判決, 民集56巻7号1439頁)において、当該事案では郵便業務従事者の重過失により損害が生じており、郵便法はそのような場合にまで賠償責任の免除・制限を予定するものではないので、郵便法の上記規定が当該事案に適用される限りにおいて憲法第17条に違反すると判示した。 [No.34]

法令違憲の判例

[第17問] (配点: 2) 短答知識重視の問題

地方自治に関する次のアからウまでの各記述について、正しいものには○、誤っているものには×を付した場合の組合せを、後記1から8までの中から選びなさい。(解答欄は、[No.35])

- X ア. 一の地方公共団体のみに適用される特別法の制定に当たっては、国による地方自治権の侵害を防止するとともに、地方公共団体の個性の尊重及び地方行政における民意の尊重のため、憲法第95条により、当該地方公共団体の住民の投票においてその過半数を得ることが要求されているが、これまでに同条に基づき⁺手続が実際にとられた例はない。

特別法、名前も憶えていないが、あったと思う

- X イ. 判例によれば、憲法第84条に規定する租税法律主義の下では、地方公共団体が国とは別途に課税権の主体となることは憲法上予定されておらず、地方公共団体が条例により租税を賦課する場合には、租税の税目、課税客体、課税標準、税率等の事項について、法律で定められた具体的な準則に基づかなければならない。

478頁[判例2] アルダーライネリ Bランク

474頁[論点1] マークあり Aランク

- ウ. 判例は、ある事項について国の法令中に明文の規定がない場合でも、当該法令全体からみて、規定の欠如が当該事項についていかなる規制をも施すことなく放置すべきものとする趣旨であると解されるときは、当該事項について条例で規律することが法令違反になり得るとしている。

- | | | |
|-------------|-------------|-------------|
| 1. ア○ イ○ ウ○ | 2. ア○ イ○ ウ× | 3. ア○ イ× ウ○ |
| 4. ア○ イ× ウ× | 5. ア× イ○ ウ○ | 6. ア× イ○ ウ× |
| 7. ア× イ× ウ○ | 8. ア× イ× ウ× | |

短答知識問題

[第18問] (配点: 2) ~~知識問題~~ (本文だけで解ける)

条約に関する次のアからウまでの各記述について、正しいものには○、誤っているものには×を付した場合の組合せを、後記1から8までの中から選びなさい。(解答欄は、[No.36])

○ ア. 条約締結の国会承認については、衆議院の優越が認められており、条約承認の議案は、先に衆議院に提出しなければならない。

予算と異なり、衆議院の失議権なし(=正迷、正)

憲法61条、憲法60条2項 → 衆議院の予算失議権について定められた憲法60条1項は適用されていない

436頁.5(2) → B57

○ イ. 条約を締結する権限は内閣にあるが、批准を要する条約についての批准書の認証は天皇の国事行為である。 憲法73条3号但書 憲法7条7号

「有効」事件は国会の承認であり、天皇による公布は「有効」事件ではない。× と思った。

× ウ. 条約は、国会による承認及び内閣による締結の後、天皇が国事行為としてこれを公布することによって有効に成立する。

「憲法改正、法律、政令」と同様、「条約」についても天皇が国事行為として公布することにより効力が発生する(憲法7条1号参照)ということは忘れていた。

- | | | |
|-------------|--------------------|--------------------|
| 1. ア○ イ○ ウ○ | 2. ア○ イ○ ウ× | 3. ア○ イ× ウ○ |
| 4. ア○ イ× ウ× | 5. ア× イ○ ウ○ | 6. ア× イ○ ウ× |
| 7. ア× イ× ウ○ | 8. ア× イ× ウ× | |

【第19問】(配点: 3) **論理問題**

次の対話は、憲法改正に関する教授と学生の対話である。教授の各質問に対する次のアからウまでの学生の各回答について、それぞれ正しい場合には1を、誤っている場合には2を選びなさい。
(解答欄は、アからウの順に [No. 37] から [No. 39])

495頁(7)

- 2 教授. 憲法第96条第1項は、「この憲法の改正は、各議院の総議員の3分の2以上の賛成で、国会が、これを発議し、国民に提案してその承認を経なければならない。」と規定しているが、この「総議員」の意味には争いがある。①法定議員数と解する説と、②現に各議院に在職する議員数の総数とする説があるね。②説の根拠として考えられるものは何かな。

ア. ①の根拠、②の批判 X
定足数が一定になり「総議員」の数を巡る争いを避けられること、憲法改正の発議要件を厳格にして議決を慎重にさせるのが憲法の趣旨に合致することなどがあります。[No. 37] X

↳ 法定議員数 ≧ 現在議員数だから、法定議員数90名、現在議員数75名と仮定する。①だと90名× $\frac{2}{3}$ = 60名以上賛成が必要である一方で、②だと75名× $\frac{2}{3}$ = 50名以上賛成で足りる。

494頁[論点1] (5)27

- 1 教授. それから、改正案を国会に提案する権限を内閣が有するか否かについても、肯定説と否定説とが対立しているね。肯定説に対しては、否定説の立場から、内閣の発案権を認めると国会の自主的審議権が害されるとの批判がされているが、この批判に対する肯定説の立場からの反論として、どのようなものが考えられるだろうか。

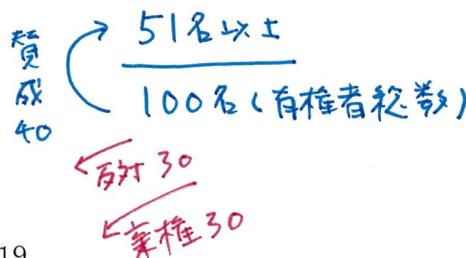
↑ 対応している

イ. 内閣に発案権を認めたとしても、各議院は内閣の改正案に対する修正権を持つので、国会の自主的審議権を害するおそれはないとの反論が可能だと思います。[No. 38]

495頁. 1

- 1 教授. 憲法改正は、改正案が国民に提案され、国民投票が行われ、その過半数の賛成で承認されるのでなければ成立しないね。「過半数」の意味については、①有権者総数の過半数か、②無効投票を含めた投票総数の過半数か、③有効投票総数の過半数か、を巡り議論があるところだが、①説に対する批判として考えられるものを挙げてみよう。

ウ. ①説に対しては、棄権者が全て改正案に反対の意思と評価されてしまう点で妥当ではないとの批判が考えられます。 [No. 39]



[第20問] (配点: 2) 論理問題

憲法の法源に関する次のアからウまでの各記述について、正しいものには○、誤っているものには×を付した場合の組合せを、後記1から8までの中から選びなさい。(解答欄は、[No.40])

- ア. 硬性憲法の原則を重視する立場をとっても、憲法の空白を埋める事実が反復・継続された場合に、国家機関を政治的に拘束する憲法慣習の成立を認めることができる。

法的拘束を伴わないから、硬性憲法、原則を重視する立場に抵触しない

- 493頁.7
× イ. 判例が、後の裁判を法的に拘束するという立場をとるならば、法律の合憲性に関する最高裁判所の判例を変更することは、後の最高裁判所であっても、許されない。

↳ 絶対的拘束を意味するものではない。間違えた判断を下すこともあると、その後の時代の変化により変更可能な状況になることだ。とある。

- × ウ. 条約の国内法的効力は憲法に劣るという立場をとるならば、裁判所が、立法事実の存否を判断するための資料として、国際人権条約を参照することは、許されない。

このように使い方をしても、「憲法>条約の国内法的効力」という関係には抵触しない。実際に最高裁もこのように不参照の仕方をすることがある。

- | | | |
|-------------|-------------|-------------|
| 1. ア○ イ○ ウ○ | 2. ア○ イ○ ウ× | 3. ア○ イ× ウ○ |
| ④. ア○ イ× ウ× | 5. ア× イ○ ウ○ | 6. ア× イ○ ウ× |
| 7. ア× イ× ウ○ | 8. ア× イ× ウ× | |